

## 令和6年度 第2回 長野県契約審議会

日 時 令和6年9月13日(金)

15時30分～17時15分

場 所 JA長野県ビル 12B会議室

## 1 開 会

(一由企画幹)

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から「令和6年度 第2回 長野県契約審議会」を開会いたします。

私は本日の司会を務めます、会計局契約・検査課の一由でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は9名の委員に御出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることをまず御報告いたします。

この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。

なお、会議の終了時刻につきましては午後5時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方をお願いがございます。

本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

それでは、はじめに県を代表しまして会計管理者兼会計局長の尾島より、ごあいさつを申し上げます。

(尾島会計管理者)

会計管理者兼会計局長の尾島でございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

9月となりましても、まだまだ暑い日が続いておりますが、佐々木会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会に御出席をいただきありがとうございます。

前回6月に開催した審議会では、県の取組に対して、非常に多くの貴重なご意見をいただきましたが、本日の審議会では、その「対応状況」のほか、「長野県の契約状況の概要」、「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」など、計4件の報告事項について御審議いただく予定としております。

委員の皆様方には、前回同様、大所高所から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(一由企画幹)

それでは、会議事項に入ります。

議長につきましては、「長野県契約審議会規則」第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、佐々木会長に会議事項の進行をお願いいたします。

## 2 会議事項

### (1) 前回審議会の主な意見

(佐々木会長)

皆様、本日もよろしく申し上げます。

それでは、会議事項(1)「前回審議会の主な意見」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

6月11日に開催しました、令和6年度第1回契約審議会の主な意見を要約して整理させていただきましたものでございます。誤った要旨となっていないか、ご確認をお願いします。

最下段の木下委員の低入札調査価格制度に関するご意見につきましては、この後ご説明をさせていただきます。

(事務局)

資料2-1、2ページをご覧ください。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要となります。

6月に開催しました第1回契約審議会において、低入札価格調査制度に関するご意見をいただきましたので、現在運用している制度の概要、建設工事等以外の実施状況等についてご説明いたします。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度は、ダンピング対策などにより導入しており、適切な契約の履行や行政サービスの質の確保を図ることを目的としております。

また、長野県の契約に関する条例の取組方針においては、記載のとおり定めており、制度の運用、また制度拡大の検討を行っているところでございます。

両制度の概要ですが、低入札価格調査制度は、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定されております。調査基準価格、失格基準価格を設定し、失格基準価格より上で最も低いものから調査を行い、契約内容に適合した履行が認められる場合、落札者とするもので、低入札をした者が完全な履行をしないこと等により、結果的に県が損害を被ることを避ける目的としているものでございます。

一方、最低制限価格制度は、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定されております。最低制限価格を設定し、最低制限価格以上の最も低いものを落札者とするもので、最低制限価格より低い金額での入札はすべて失格となります。

なお、入札方式のうち総合評価落札方式における制度の適用としては、低入札価格調査

制度のみが規定されている状況となっております。

次に、具体的な実施状況により説明します。3ページをご覧ください。

規模が大きい県庁、合同庁舎の清掃業務においては低入札価格調査制度を、その他の一般競争入札による清掃業務においては最低制限価格制度を導入しております。

低入札価格調査制度、最低制限価格制度は、平成28年度に制度を適用し、平成29年度の県庁、合同庁舎の清掃業務の一般競争入札から本格実施しております。

なお、先ほど申し上げましたが、低入札価格調査制度による入札は全案件、総合評価落札方式により実施しております。

①の表をご覧ください。

令和5年度に実施した案件の状況ですが、表中の●が最低制限価格制度を適用した案件、▲が低入札価格調査制度を適用した案件となっております。

この表から、落札率は低入札価格調査案件で3件が調査基準価格を下回っている状況となっております。

また、最低制限価格案件に対し、低入札価格調査制度を適用した入札案件は、平均落札率が約14%低い状況となっております。平均応札者数は低入札調査案件では約5者、最低制限は約2者となっております。低入札価格調査案件では入札価格調査の結果、失格のとなったものはございません。

続いて②の表でございます。総合評価落札方式の令和5年度までの実施状況となっております。

近年では応札者数が減少しているものの、落札率はほぼ横ばいで推移している状況でございます。

5の両制度の適用の評価となりますが、落札率では低入札価格調査案件で3件が調査基準価格を下回っておりますが、入札価格は最低賃金以上であることを確認しております。

また、低入札価格制度を導入した総合評価落札方式による案件は11件ございますが、そのうち2件は最低の入札価格以外の者が落札者となっている状況で、技術評価や地域要件といった価格以外の要素を評価している状況でございます。

一方、最低制限価格制度については、比較的低価格の入札案件ですけれども、落札率が高い傾向となっております。

以上のことから、ダンピング防止対策としての有効性、あるいは業務の実施状況より適正な履行の確保が認められ、ひいては受注業者の適正な利潤や労働条件が確保されていると考えており、今後も業務規模や内容など、個々の案件に応じて、両制度の適正な運営を図りたいと思っております。

(事務局)

「建設工事等における低入札価格調査の実施状況」について説明いたします。

資料2-2と合わせて9ページに参考資料をつけておまして、国の資料の抜粋になりますが、こちらにも内容的には同じことを書いてありますので、合わせて見ていただければと思います。

それでは最初に経過と現状を説明させていただきます。

低入札価格調査制度および最低制限価格制度につきましては、先ほど契約・検査課の説

明の通りで、10 ページの参考資料にも記載してありますが、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入契法第 17 条に基づきまして、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というものが作られております。

ここには低入札価格調査制度または最低制限価格制度を導入し、適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することによりダンピング受注の排除を図るものとされております。

長野県では昭和 62 年から低入札価格調査制度を導入しておりまして、平成 15 年度からは現行の低入札価格調査試行要領での運用をしているところです。

なお、参考資料 11 ページにも記載がありますが、先ほどの説明にもありました通り地方自治法施行令に定めがないため、総合評価落札方式において最低制限価格制度を活用できないということもありまして、長野県の建設工事におきましては低入札価格調査制度のみの運用となっております。

長野県の低入札価格調査制度につきましては、入札状況の分析や国等の動向も踏まえまして、これまで様々な制度改正を重ねております。

現行の調査基準価格および失格基準価格につきましては、この資料 4 ページの(1)(2)の工事、業務委託、それぞれ記載の通りとなっております。

長野県では市場の実勢価格の反映や、くじ引き発生率の抑制のため、応札者や応札額による変動制を採用しております。例えば WTO 適用基準額 27 億 2,000 万円未満の工事につきましては、(1)に記載の通り、調査基準価格は予定価格の 92%から 94.5%の変動性となっております。

長野県の調査基準価格の範囲につきましては、12 ページの参考資料にも記載がありますが、国で使われております、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めた工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、通称中央公契連モデルを参考に設定しておりまして、13 ページの資料にも記載してありますが、長野県につきましては、令和 4 年度の中央公契連モデルが予定価格の 75%から 92%の範囲で設定されているのに対しまして、長野県は 92%から 94.5%ということで、それ以上の水準で運用をしています。

続きまして低入札価格調査制度の実施状況について説明します。

令和元年度から令和 5 年度の低入札価格調査の該当件数につきましては、6 ページ、7 ページをご覧ください。6 ページが建設工事、7 ページは業務委託となっております。建設工事につきましては、5%前後が低入札価格調査の該当となっております。そのうち辞退等もありますので、調査実施割合は 7 割から 9 割ぐらいで推移をしているところです。令和 5 年をご覧くださいますと、工事の場合は低入札調査の該当数が 77 件、そのうち調査を実施したのが 53 件となっております。

一方で、7 ページの業務委託につきましては、建設工事と比べて低入札価格調査の該当割合が低くなっている上、対象者のほとんどが辞退をしております。令和 5 年度で見ますと、低入札調査の該当が 48 件に対して実施したのが 1 件となっております。これは低入札調査の対象となった場合、第三者に調査を依頼する必要があることが影響していると考えられます。

なお、建設工事、業務委託ともに低入札価格調査によって失格となった事例は今のとこ

るありません。

続きまして、低入札価格調査では落札候補者の決定通知日の翌日から2日以内に調査書類または辞退届を提出する必要がありますが、事務負担軽減のために令和2年度からペナルティーのない事前辞退届の提出が可能となりました。また、令和5年3月からは現在運用している電子入札システムの中でも事前辞退ができるようになりまして、その結果、特に業務委託で事前辞退が増えてきていると考えられます。

続いて、4ページの中段、課題と今後の検討方針となります。

令和4年度のデータとなりますが、建設工事につきましては、全国の平均落札率が93.8%に対しまして、長野県は95.2%となっております、今のところ著しいダンピングの発生も確認されておりません。

一方で、低入札価格調査につきましては、調査書類の短時間での作成・提出、また発注者の方でも確認が必要となっております、受発注者双方の事務負担が大きいこと、それから最近では自ら積算の廃止ですとか、受注者の積算精度の向上によりまして、応札額が調査基準価格の上限値付近に集中することが多くなっておりまして、課題も生じているところ です。

具体的な事例を説明させていただきたいと思います。資料2-4、A3版の資料をご覧ください。

三つの事例を記載していますが、全て総合評価落札方式となっております。表に落札者という記載がありますが、これは調査基準価格に最も近い、総合評価という価格点というものが最も高い者を落札者と仮に呼んでおります。

実際には価格以外の評価点等もありますので、逆転する場合や評価点と同じ場合につきましては、くじ引きとなる場合もあるので、この者が落札者と決まっているわけではありません。

それでは、一番上の事例の1から説明いたします。予定価格が2,709万円の案件で、全部で13者の応札があったものになります。

グラフをご覧ください。①②の者が調査基準価格の下限值である92%付近、③から⑩の者が上限値である94.5%付近に集中しておりまして、⑪⑬の者はそれより高い価格で入れている形になっています。

この場合の調査基準価格は、標準偏差の1.5倍の範囲を外れた値を除外した③から⑩の平均である94.46%の2,559万円となっております。この事例では、低入札価格調査の対象にはならず、⑤の者が落札をしているところです。

一方、事例2を見ていただきますと、予定価格が7,308万円の案件でして、事例1と同じように応札者の②から⑧が調査基準価格の上限値94.5%付近に集中しておりまして、こちらも同じように調査基準価格を算出しますと94.49%の6,905万円となっております。

この場合、②から⑦の者が同額で入れているのですが、この者が全て低入札価格調査の対象となってしまうと、実際の落札も②の者がしているところです。

それから事例3につきましては、予定価格が2億5,884万円の案件でして、こちらも調査基準価格の上限値94.5%に全者が集中しておりまして、こちらの場合は調査基準価格が94.49%、2億4,458万円となっております、この事例も調査基準価格を1万円下回っている④の者が低入札価格調査の対象となり落札をしています。

三つの事例を駆け足で説明いたしました。調査基準価格の上限値に応札が集中する傾向が見られまして、特に事例2のように同じような価格帯で入札している者が多い中、そういった者が全て低入札価格調査の対象となってしまう、応札者の意図しないところで低入札価格調査の対象となる事例が、最近発生をしています。

そして、こうした課題や今年6月に入契法、品確法及び建設業法の、担い手三法と呼ばれる法律が改正されたことも踏まえまして、これまでの入札状況の分析や他県の動向等を調査をし、また、地域を支える建設業検討委員会ですとか、そういったところでの意見交換を行いまして、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の改善を検討して、契約審議会に諮ってまいりたいと考えております。

なお、制度の細部を詰めていくにはかなりの時間をいただくことが必要かと考えておりますが、今年度最後、2月になるかと思っておりますけれども、この審議会には改善の方向だけでもお示ししていきたいと考えております。

最後になりましたが、資料5ページの最後に記載しておりますが、参考資料にも付けました通り、総務省および国交省から、入契法に基づいて公共工事の入札及び契約の適正化、それから円滑な施工確保に向けた取り組みを着実に進めるように毎年要請をされております。加えて、参考資料も見ただけであればわかるように、令和2年度からは各地方公共団体におけるダンピング対策、それから平準化の取り組みですとか、そういったものを見える化して、ホームページに公表されております。

これは都道府県だけではなくて、今回は都道府県の状況だけを資料につけているところですが、市町村も対象としておりまして、県としましても我々の制度改正と併せて、市町村の支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ありますでしょうか。

湯本委員、どうぞ。

(湯本委員)

湯本から2点ほどお願いをしたいと思います。

まず1点目ですが、3ページの4②のグラフを見ますとだいぶ応札者が減少しているという実態があるようですが、18ページ以降で説明があるかと思っておりますが、取組方針の中で行うことになっている実態調査の具体的な手法について、今後、プラスアルファも含めて調査することを検討されておりますでしょうか。

2点目ですが、5ページの建設業関係で、先ほど事務局から制度の改善に向けた検討について詳細の説明がありましたけれども、建設業は非常に人手不足という状況の中で、特に担い手三法の改正に伴い、実際の工事を行う労働者の皆さんへの波及効果的なものも含めた改善を検討されているのか、お伺いしたいと思います。

以上、2点お願いしたいと思います。

(佐々木会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

まず実態調査のご質問でございます。

2 ページ取組方針の中に、「適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し・・・」という方針がございますけれども、現在実施している賃金実態調査については国の労務単価の構成を参考に調査を行っております。おおむね賃金実態が把握できていると考えておりまして、調査の追加は予定しておりません。

なお、今年度から新たに清掃、警備、設備管理業務以外に、消防用設備等点検業務についても賃金実態調査を行うことを予定しておりまして、今後の調査結果を踏まえて、追加調査が必要であればその都度検討していきたいと考えております。

(事務局)

続きまして、低入札価格調査制度を見直すにあたっての担い手三法との関係ということをお踏まえて、ご質問いただきました。

今年6月に改正されました、担い手三法の大きな柱の一つが担い手の確保ということになっておりまして、労働者の処遇改善や労務費のしわ寄せ防止のための改正がなされております。

具体的には労働者の処遇確保が建設業者さんに努力義務化されたり、中央建設業審議会が適正な労務費の基準というものを作成しまして、ワーキングも始まっておりますが、これを著しく下回る見積もりですとか、契約締結が禁止されまして、違反した者には勧告処分の対象となってくる、というような形になっております。適正な労務費を確保するために、先ほど説明した、低入札価格調査の基準、中央公契連モデル等も今後見直しの対象となってくるのではないかと考えております。

我々としても、そういった点や国の動向等も踏まえて、制度の改善を検討していく必要があると考えております。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

(森委員)

資料3ページの5評価についてですが、一番上の記載の「落札率は、低入札価格調査案件で3件が調査基準価格を下回っているが、最低賃金は確保されている」というところで、この最低賃金を確保してるのはすごく大事ことだなと思います。ただ、ここの右側の四角の記載ですが、「受注業者の適正な利潤を確保する」というところが少々気になるところで

支払う賃金を基に調査基準価格を設定しているとすれば、その調査基準価格を下回りながらの賃金を確保しているという形となり、やはり業者さんは無理をされているように捉

えられます。そうすると利潤の確保というところで矛盾が起きているのではないかなと思うところですが、その点いかがお考えでしょうか。適正な利潤を確保するという、適正な利潤をどんなふうに捉えるかというところもあるわけですが、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

私どもの契約状況の確認では、適正な利潤の確保というところまでは判断しようがない、というのが正直なところでございます。後ほど賃金実態調査の方でも説明いたしますが、最低限、従事者に対して最低賃金が確保されている、という判断をしているのが1点ございます。

受注業者としての利潤というふうに捉えると、正直そこまで把握できるような状況でございません。これらについては、関係団体とも意見交換を行っておりますけれども、その中で、業者側のご意見等をお聞きしていきたいと考えております。

(森委員)

無理しながら経営をしているかどうか、という点からも検討が必要になってくるかなと思ひます。

(佐々木会長)

低入札価格調査で最低賃金は見てると思ひますが、企業の経営に関しては、他にはどんな内容を調査されるているのでしょうか。

(事務局)

本日説明します賃金実態調査のみでございまして、後ほど調査結果を説明いたします。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。

(木下委員)

前回提案させていただいた建設工事における低入札価格調査の問題につきまして、問題点を共有していただいて、新しい案を来年2月の審議会に上程していただけるということで、期限を切っていただきまして、評価しております。

市町村の話については、業界、特に「地域を支える建設業」検討会議で出ましたが、県は率先して進めていただいておりますけど、市町村の取り組みがあまりできていないという報告がありました。この低入札価格調査の問題もそうですが、週休2日制を始めとする働き方改革に対して全く意欲がない、という話も出ておりますので、そこもあわせて市町村にご指導いただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

(事務局)

我々も、市町村を含む発注者の集まりである発注者協議会ですとか、最近是我々の方で

各市町村に出向いて個々の実態をお聞きしてアドバイスをしたりする、というような取り組みを始めております。担い手三法が改正されたことによって、見える化されていることもあって、市町村の方々も気にしておられます。ただ、小規模な市町村では発注する体制が整っていないところもありまして、その辺につきましては我々も支援、助言をしていきたいと考えております。

(木下委員)

市町村のことですから、県としてどこまで言えるかという問題が出てくるとは思いますが、県が一生懸命週休2日制に取り組んでいても、同じ町内で、土日は休んでいる企業と、市町村工事で土日も働いている企業があると、我々が努力しても、若い人の目が建設業界に向かなくなってしまいます。

休むときはビシッと休んで、建設会社ってのは土日休めるんだってことで一生懸命やっているの、ぜひ、足並みを揃えられるように指導をお願いしたいと思っております。

合わせて、特に市町村では、物価スライドが全く採用されない、設計変更もしないという話もあるので、そのあたりも実態調査をしていただいて、ご指導いただきたいと思えますね。

(事務局)

県の方でも支援をしていきたいと思えますし、今後は入契法あるいは品確法の改正で国側も勧告をできるようになってきましたので、我々も国から勧告される前に市町村の方で対応できるように助言、支援をしていきたいと考えております。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(濱委員)

資料3ページの4②のグラフですが、応札者は減っているけれども、落札率は横ばいということの結果はわかりました。これは特に問題がなく、推移を載せているという意味合いでよろしいですか。

(事務局)

これらの案件については、一般競争入札落札方式行っておりますので、入札の公平性は保たれていると考えております。

(濱委員)

建設では全国のパーセンテージと長野県のパーセンテージの二つの比較が載っていますが、こちらの清掃業務のパーセンテージは、県発注案件のパーセンテージという意味合いでよろしいですか。

(事務局)

はい、その通りです。

(濱委員)

全国のパーセンテージと比較する必要はないと。

(事務局)

全国の状況は把握できておりません。

(濱委員)

清掃は、全国の状況が把握できないということでパーセンテージがないのですね。分かりました。

それから、5評価の○の一番最後のところ「両制度の適正な運用を図っていききたい」という記載について、今までも適正だったのではないかなと思って資料見させていただいてありますが、両制度というのは、この低入札価格調査と最低制限価格の制度を指してらっしゃるということですよ。

では、適正な運用を図っていききたいというのは、ダンピング防止と適正な履行の確保をしたうえで、「受注業者の適正な利潤」と「労働条件の確保」を適正にするため、この二つの制度を使って運用を図っていくということなんでしょうか。

(事務局)

最低制限価格制度と低入札価格調査制度については、ダンピング防止対策を目的として取り入れているものでございまして、その目的に沿って、業務の状況に応じて両制度を取り入れた運用していききたいというふうに考えております。

先ほど説明いたしましたけれども、規模の大きいものについては、低入札価格調査制度、その他の比較的価格が安い低めの一般競争入札については、最低制限価格制度的を適用しているということです。

(濱委員)

制度の二つの制度を適正に運用を図っていくっていう意味合いを、ここでは示されているという。

ありがとうございます。分かりました。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。

(中畷委員)

低入札価格を行うのは適正に契約の内容を履行する見込みがない場合、つまり例外的な場合かと思っていたのですが、一定の範囲内の金額で応札されたときに、どういう基準で調査をするか、しないかを決めているのですか。

(事務局)

調査基準価格あるいは失格基準価格を設定しております。

失格基準価格未満の応札額については、その時点で失格となります。それより上の価格で調査基準価格の範囲内の応札をした者には低入札価格調査を行って、契約内容に適合した履行がなされると認められれば、落札者となる制度でございます。

(中寫委員)

該当する業者は何社か出てきますよね。全社調査をするのですか。

(事務局)

応札額の低い業者から順に調査します。

(中寫委員)

順番に調査し、できると認めた業者が落札者になるということですか。

(事務局)

そういうことです。

(中寫委員)

わかりました。

(佐々木会長)

低入札価格調査となる基準額の近くに、応札が集中しますよね。集中すると同じ金額になるかと思えます。

価格が並んでいるわけだから、この会社が本当にやり切れるかどうか、それをどうやって調査するのか、ということをお聞きしたいのだと思えます。

(事務局)

清掃等業務については、調査基準価格は最低制限日額から設定した最低のラインの価格になってきますが、そもそも応札者が少なく、集中している状況にはありません。

(木下委員)

同じ応札額の全員に聞くのか、という疑問をお持ちだと思いますが、そもそも総合評価ですから各業者に価格以外の持ち点がありまして、一番点数が高い業者から順番に調査をしていきます。

制度的に形骸化しているのではないかと申し上げたのは、働き方改革にちょっと逆行していると思いますが、膨大な資料を短期間で作らせて、出せば殆ど失格しないんですよ。そのつもりで応札してますからね。だから調査をしても、なかなか失格にすることはできない。

その対象者が何社もいること自体がおかしいと思います。しかも、2億円の工事でも基準価格から1万円安いだけで調査に該当するというのは、あまりにも制度としておかしいのではないかということで、見直しをお願いしたところです。

(佐々木会長)

いかがでしょうか。結構難しい問題ですね。

(木下委員)

発注者側で失格とする理由を見つけるのは難しいと思います。それこそ、訴訟問題になりかねない。

(中畷委員)

よっぽど例外的な場合という感じですね。

(木下委員)

履行できる内容で作った書類を調査で撥ねるのは難しいですから、調査自体が双方苦勞していて、負担だと思えます。

(佐々木会長)

他に何かご質問とかありますか。よろしいですか。

他にご質問等ないようでしたら、この件につきましては、今後いろいろ県で議論していただくことになると思いますが、概ね適当とさせていただきたいと思えます。

## (2) 報告事項

### ア 長野県の契約状況の概要

- ・製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の契約状況
- ・受注希望型競争入札の実施状況
- ・森林整備業務の契約状況

(佐々木会長)

それでは、各種の報告事項につきまして、長野県の契約状況の概要について、ご説明お願いいたします。

(事務局)

資料3-1 令和5年度製造の請負等3契約の契約状況についてご報告をいたします。

この資料につきましては、取組方針で、契約の過程および内容の透明性の確保のため、県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、公表に取り組んでいるもので、長野県の建設工事に関わる契約以外の契約状況の概要について取りまとめをしたものでございます。

この資料は契約管理システムを用いて、一般競争入札、公募型見積合わせ、および公募型プロポーザル方式の契約実績を集計して、前年度と比較したものでございます。

令和5年度の契約状況の主な特徴を申し上げますと、新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、感染症対策関連の物品の購入が減りましたこと。2番目として、下水道処理施設、これは千曲川流域下水道となりますが、包括運転管理業務という大口の複数年契約が令和4年度には入札・契約がされましたけれど、令和5年度には入札・契約がされていないこと、それから省エネ家電の切り替え緊急支援事業という大きな事業、大口契約が、令和4年度には入札・契約されましたけれど、令和5年度には入札・契約がされなかったこと。3番目の特徴としましては、県の新しい施設でございます、諏訪湖環境研究センター、こちらが新設されましたけれど、こちらの物品購入や、当該センターに検査業務を集約するために発生した産業廃棄物の処理のため、契約が増加したということ。あと4つ目の特徴としましては、平均落札率ですとか、平均応札者数につきましては例年並みであることでございます。

それでは、個々の契約区分ごとに、状況をご説明させていただきます。

表の上段につきましては、製造の請負契約でございます。こちらは、印刷業務や制服、横断幕の製造などを行うものでございます。

契約件数が合計で417件、契約金額が1億5,800万円余、平均落札率が81.2%、平均応札者数は2.5者となっております。

令和4年度と比較しますと、契約件数および契約金額が減少してございますが、これは選挙関連の印刷物の発注が減ったことによりです。令和4年度には選挙がございまして、そのために選挙公報等の印刷物の発注がありましたが、令和5年度には選挙がなかったことから印刷物の発注がなかった。そのために契約件数、契約金額が減少となっております。平均落札率と平均応札者数につきましては例年通りでございます。

中段は物件の買入れの契約でございます。

こちらは自動車、事務用品、燃料など、物品の購入を行ったものでございます。契約件数が合計で2,190件、契約金額が60億8,400万円余、平均落札率が84.5%、平均応札者数が2.2者となっております。

こちら令和4年度と比較したところ、契約件数が減になってございますが、こちらは新型コロナウイルスが5類に移行しましたことにより、感染症対策の関連の物品、高校等で使っているパーテーションですとか消毒液、それから二酸化炭素測定器みたいなものの購入が減ということでございます。

契約金額の方は増になっていますが、こちらは先ほどご説明申し上げました、諏訪湖環境研究センター、こちらの新設に伴う物品購入の増によるためでございます。平均落札率、平均応札者数につきましては、例年通りでございます。

下段はその他の契約でございます。

こちらは、清掃や警備など業務の委託ですとか、物品の借り入れなどを行うものでございまして、契約件数は合計で1,187件、契約金額が105億6,700万円余、平均落札率が91.6%、平均応札者数は1.6者となっております。

令和4年度と比較しまして、契約件数の増につきましては、複数年契約の増、こちらは、道路の途中に凍結防止剤の自動散布装置があるのですが、そういったものを複数年で契約

しています。令和5年度に複数年分が一挙に契約になりまして、そのために件数が伸びているといったものがいくつかございます。それから事業の拡大。こちらは、県産品の海外販路拡大等です。コロナウイルスの収束に伴い、事業拡大のために契約をしたものがいくつかありまして、契約件数が増になってございます。

契約金額の減につきましては、先ほどご説明を申し上げました千曲川流域下水道の下水道処理施設の大口複数年契約が令和4年度に契約されたものですが、令和5年度には、契約金額として計上されていない。そのために減になっております。

また、大口契約の件につきましては、省エネ家電緊急切り替え事業が令和4年度には契約されましたけれども、令和5年度には計上されていないものですから、契約の金額が減になってございます。平均落札率、平均応札者数は例年の通りでございます。

最下段は3契約の合計になります。

契約件数が3,794件、契約金額は168億1,000万円余、平均落札率が86.4%、平均応札者数が2.1者になっております。

続きまして、受注者の状況についてご説明いたします。

一番下段の合計の受注者欄についてご覧ください。

県内本店の受注者の状況につきましては、件数が2,977件、契約金額が80億4,200万円余、平均落札率が85.5%、平均応札者数が2.1者となっております。

令和4年度と比較しまして、契約件数の減は物件の買入れで、物品購入が減ったことによります。また、契約金額の減につきましては、その他契約で複数年契約が増加したためでございます。

続きまして、県外本店うち県内支店なしの契約、県外の事業者さんが受注者となった契約の状況についてご説明いたします。

入札参加資格の地域要件の設定につきましては、県内に受注できる事業者さんがいない場合ですとか、競争性が確保できない場合、それから政府調達案件や、公募型のプロポーザル方式の場合には、所在地に関する地域要件はそもそも設定しませんので、県外本店うち県内支店がない事業者さんとの契約が締結されることがあります。

県外本店うち県内支店なしの受注者の状況は119件、契約金額が18億3,700万円余、平均落札率が94%、平均応札者数が1.1者人となっております。

令和4年度と比較しまして、契約件数が伸びておりますが、これはその他契約で、広告や宣伝イベント等の啓発等が伸びたことによります。また、契約金額の減につきましては、その他の契約で大口契約が減になった、先ほど省エネ家電のお話をしましたが、これらが減になったためでございます。

令和5年度の契約状況をご説明してまいりましたが、契約の状況はそもそも契約の実績の積み上げですので、その年その年の政策等に関わる需給が反映されてきますので、毎年異なった状況、様相を呈すこととなります。

例えば、特殊な政策があった場合ですとか、複数年契約がたまたま契約されたとき、それから大口の契約で金額が大きいものがあったような、そういった場合には異なった状況になってくる場合がございます。

以上、契約の状況についてご説明をさせていただきました。

契約・検査課としましては、引き続き条例の基本理念に基づき、契約の適正化、総合的

に優れた契約の締結等の取り組みに向けて取組を進めてまいります。  
ご説明につきましては以上でございます。

(事務局)

続きまして主に建設工事、それから建設工事に関わる業務委託になりますが、資料 3-2、15 ページをお願いいたします。

受注希望型競争入札の実施状況について説明いたします。

長野県における公共工事等につきましては、平成 15 年より受注希望型競争入札方式を主たる入札方法としております。

この方式は発注機関が工事等の規模内容に合わせ、必要な要件を提示し、その要件に合致し受注を希望する者が応札するというものです。指名競争入札と比べて談合の防止、それから不正行為の排除や透明性の確保に寄与している、ということが考えられます。

本資料はこの受注型希望型競争入札の実施状況について説明するものです。

15 ページにつきましては、建設工事となっております、(1)が月別年度別の状況となっております、令和 4 年度並びに令和 5 年度の入札状況と比較をしております。

月ごととなっておりますが、合計欄につきましては、太い囲みの通りとなっております、令和 4 年度が 1,662 件の契約で、1 工事当たりの平均参加者数は 4.9 社、平均落札率は 95.2%。対しまして、令和 5 年度は 1,616 件の契約に対しまして、1 工事当たりの平均参加者数は 6 社、平均落札率は 95.1%となっております。

(2)につきましては、近年の入札状況をグラフにしておりまして大きな災害が続きました令和元年度から 3 年度までは入札参加者数がだいぶ少なくなっていた状況ですが、令和 5 年度には回復しております、令和元年度を上回る水準まで回復してきております。

(3)につきましては、地域別 10 ブロックの動向となっております、地域振興局単位の平均参加者数、それから平均落札率をまとめた表となっております、地元受注率の方を説明させていただきますが、件数ベースで見いただきますと、大体どの地域も 90%前後となっておりますが、金額ベースで見ますと、例えば令和 5 年度の木曾地域と松本地域につきましては率が低くなっております。これは、地域外からも参加できる大型の工事、トンネルですとか、あるいは松本であれば陸上競技場ですとか、こういうところの影響が大きいと考えられます。

続いて次面、16 ページをご覧ください。こちらの委託業務の状況になっております。

(1)の表は工事と同様に月別年度別の状況となっております、令和 4 年度、令和 5 年度の比較をしているところです。令和 5 年度につきましては契約件数が令和 4 年度の 1,661 件に比べて 1,269 件と、かなりの減になっておりますが、これは令和 2 年度から始まっており、5 年加速化対策の測量・調査・設計業務が一段落したためと考えております。

(2)の近年の入札状況につきましてはですが、こちらも工事同様、入札参加者数が回復している状況となっております。

最後となりますが、一番下段 2 の総合評価落札方式の状況をご覧ください。

総合評価落札方式につきましては、受注希望型競争入札のうち、過去の工事成績や実績、といった価格以外の部分も総合的に評価して落札者を決定する方式となっております。

令和 5 年度につきましては、先ほどお示しした受注希望型建設工事の 1,616 件のうち

910 件が総合評価で発注しておりまして、率にして約 56%、委託業務は 1,269 件のうち 858 件、率にして約 68%であり、総合評価落札方式の実施率というのは、最近は増加傾向となっております。

また、建設工事につきましては、令和元年度より災害時や除雪などの地域を支える地元建設業の地域の貢献度を評価する地域貢献型を採用しておりまして、地元企業の受注機会の拡大や技術力の維持向上に取り組んでおるところです。

防災・減災国土強靱化のための 5 か年加速化対策の円滑かつ確実な執行を図るために、現在、適用範囲を拡大していることもありまして、工事につきましては総合評価全体の 3 割でこの方式を採用している状況です。

工事・委託共に、大規模災害やコロナ禍の時期と比べて入札参加していただける業者数も回復しておりますけれども、まだまだ不調不落が発生してる案件もありますので、引き続き執行状況を調査・注視しまして着実な執行に向けて取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上となります。

#### (事務局)

17 ページ資料 3-3、森林整備業務の契約状況についてご報告をいたします。

まず 1 番、森林整備業務の内容でございますが、ここでいう森林整備とは、保安林および県有林において行います、植栽、下刈り、間伐といった森林の保育作業、そして最終的な収穫作業を総称して、そう表現しております。

2 番目の入札方式でございますが、受注希望型競争入札ということで、必要に応じて総合評価落札方式を採用しております。現時点で県内に森林整備業務の入札参加を有する者は、約 200 社おりますけれども、その資格者が入札に参加できる制度となっております。

3 番目のダンピング等対策につきましては、建設工事と同様の制度により対応させていただいております。

4 番目の総合評価落札方式につきましては、予定価格が 200 万円以上で技術的に難易度が高い業務等を対象としております。評価項目等は資料に記載の通りでございます。

5 番目の契約の状況でございますが、こちらは令和 5 年度を含めまして、令和 5 年度から 5 ヶ年の状況でございます。表の上から 4 行目の発注件数につきましては、令和 5 年度は 36 件ということで近年減少傾向にございますが、これは近年県内で大規模災害が多発しておりまして、予算措置や現場の職員の対応についてこういった災害復旧工事を優先している、ということが影響していると推察をしております。

その他の項目でございますが、契約件数、平均の契約額、応札者数、落札率につきましては年度ごとに多少の増減はございますけれども、概ね横ばい傾向にあると評価をしております。

森林整備については件数が少なく、非常に簡単ではございますけれども、資料 3-3 のご報告は以上となります。

#### (佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの報告に関してご質問ご意見ありますでしょうか。

(森委員)

2点ほど確認をさせていただければと思います。資料3-1について、まず一点目です。

合計欄の受注者が、県内本店と県外本店という形で整理されてます。県内本店について、令和4年度は25.5%、令和5年度は47.8%となっています。同様に県外本店について、令和4年度は74.5%、令和5年度は52.2%という形になってます。

これは毎年変化してるかなと思いますが、意識すべきが県外本店うち県内支店なしで、大体11~12%ぐらいなので、県として基本的にはこの程度でいいだろうという認識でよいか確認をさせてください。

また二点目です。資料の3-2で、先ほど木曾と松本の状況についてご説明いただきましたが、佐久、上田のところも、特に地元の受注金額について見ると、令和4年度では90%、83%のものが、令和5年度ではいずれも70%台となっています。

こちらの要因・原因等について補足いただければありがたいなと思っております。

(事務局)

それではご質問いただきました資料の3-1の方から、ご説明させていただきます。

契約状況はあくまで契約実績の積み上げとなっております。年度年度で異なった状況になってくるのはやむを得ないものであります。県外本店うち県内支店なしの金額構成比が令和4年度は12.4%に対し、令和5年度は10.9%であることにつきましては、先ほどお話しした省エネ家電切り替え事業が10億円近い事業でしたが、県外の事業者さんに受注していただいたことが影響していると考えられます。どのレベルが適切か、あるいは、傾向的なもの、認識についてのお話をさせていただくというのは、難しいことと考えております。

(事務局)

補足させていただきます。県内本店もしくは県内に支店・営業所を持っている会社、という条件を原則として参加要件に定めております。

ただ、業務の内容により、県内の事業者では対応できない場合などに、県内支店なしを認めている形です。

ですから、特殊な案件がどうしても出てきてしまう、ということをご理解願いたいと思います。

(森委員)

ありがとうございます。特殊な事情がどのぐらいの割合であるかという方針といいますか、そのあたりをお聞きしたかったところです。

(事務局)

ご質問いただきました、令和5年度の佐久・上田地域につきましては、データを見たところ、佐久地域で国道のバイパスの橋梁の上部工が発注されておりまして、県内本店ではありますが、北信地域の業者が受注しています。おそらく佐久・上田地域ともに、県外業

者というよりも、県内の違う地域の業者が受注された大きな工事が多いと考えております。

水門の自動化のような工事もありましたので、佐久・上田地域の業者ができなくて、他の地域から入ってきたという事例があると思われま。

(佐々木会長)

はい、ほかにいかがでしょうか。

秋葉委員はいかがでしょう。

(秋葉委員)

先ほどのご質問と重なる部分もありますが、資料 3-1 の県内と県外の受注者の状況で、毎年状況によって異なるとなるということは理解はしてはいるんですが、できるだけ県内で頑張っておられる事業者さんにご活躍いただく場を、公共発注を通じて考えていこうとしたときに、何か打てるような考え方や手立てとか、もちろん恣意的なものはないのですが、何かそういう制度はあるのでしょうか。

(事務局)

基本的には県内本店または支店・営業所を持つ事業者をお願いしていくということが原則でございます。

ただ、業務の性質によってどうしても県外の会社をお願いせざるを得ない、といった案件については県内に支店等を有しない事業者も入札に参加することを認める、というような形でございます。そういった業務が出てきてしまっていることについて、ご理解願いたいと思っております。

(秋葉委員)

はい、わかりました。

県内の事業者さんが、よりいろんな事業を受注できるようになると良いですね、ということになるんですかね。

(事務局)

そうですね。そういう事業に対応できる能力とか技術力がある県内事業者が増えればよりいいかなと思っております。

(秋葉委員)

なるほど。はい、ありがとうございます。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

一点ですが、不調の件数は多いのでしょうか。県としてどのように捉えているかと、その対策をどのように進めているのでしょうかお伺いしたいと思います。

(事務局)

建設工事の不調・不落の関係ですが、建設工事・委託については年間発注計画を毎年度当初に公表させていただいてまして、応札者の皆様は、それを参考に配置技術者を予定して、応札をされるのですが、災害等予期せぬ工事が途中で生じた場合に、技術者の方がなかなか配置できないということがございまして、不調・不落の原因は調べておりますが、大きい理由はそちらということで把握させていただいております。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございます。  
他にありますか、よろしいですか。

(栗田委員)

県内の事業者か県外の事業者かという話があったと思いますが、県外業者が増えているということで、1件当たりの落札金額というのは、上がる傾向にあるのか、下がる傾向にあるのか、あまり影響がないのか、というところの感覚を教えてくださいと思います。

(事務局)

県外の業者が参加する業務は比較的大きな事業ですので、契約金額は大きくなる傾向があるかと思っております。

(栗田委員)

同じ案件について、県内業者か県外業者かで比較するのは難しいということですね。

(事務局)

そうですね、どうしても難しい案件といえますか、技術力、県内だけではちょっと足りないなというときは、県外まで参加を求めている形ですので、一概に比較することは難しいかなと思っております。

(栗田委員)

難しいですね。はい、承知しました、ありがとうございます。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。  
それでは、この件につきましては報告として承りました。

## イ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

(佐々木会長)

続きまして「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」について、報告をお願いします。

(事務局)

資料 18 ページの資料 4 をご覧ください。

1 取組方針については、ご覧の通りとなっております。この内容に基づきまして賃金実態調査を実施しております。

2 調査内容につきましてはご覧の通りで、調査対象は予定価格 100 万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の受注者。調査期間は令和 6 年の 5 月となっております。

3 調査結果をご覧ください。回答数はご覧の通りで、清掃で 64 社、警備で 16 社、設備管理で 14 社の皆様にご協力をいただきました。

賃金実態調査の結果をご覧ください。調査結果を業務別にまとめた表になります。上段が今年度、下段が昨年度の結果です。

特徴的なところを申し上げますと、左から 2 番目の平均年齢につきましては、警備業務だけが 50 代となっております。一つとんで就業形態正規割合、要は正社員さんの割合ですが、清掃および設備管理業務は低くなっております。その横、平均労働時間につきましては清掃業務が短くなっています。最後に、最低賃金帯割合をご覧ください。こちらは最低賃金の直近上位 10 円単位、今回でいうと 948 円から 950 円を最低賃金帯として設定し、最低賃金相当額がそこに位置する人の割合を示しておりますが、清掃業務が低い状況となっております。その他の結果についてはご覧の通りとなります。

19 ページをご覧ください。

(3) 賃金分布状況です。先ほどご説明した最低賃金帯につきましては、枠で囲った部分になります。

覚えていらっしゃる方もいると思いますが、昨年度の資料では、清掃業務と警備業務について、多くの方が枠内に位置している状況となっております。こちらにつきましては、昨年度は調査結果の基本給のみで分布図を作成しておりますが、今年度は最低賃金と比較できるように、厚生労働省が公表している「最低賃金の対象となる賃金」に基づいて作成しております。具体的には基本給に、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除いた諸手当、例えば技能手当や資格手当になりますが、そういった手当を加えて作成しました。そういったところ、警備業務の方はほとんど枠内に位置しなくなったという状況でございます。

清掃業務に従事する方が枠内に多く位置している状況につきましては、前のページの通り、平均労働時間が短いこと、正社員として雇用されている方が少ないこと、また他と比べて特殊な技能が必要な現場が少ないことなどが起因していると考えております。

さらに、昨年度はこの割合が 40%だったものが、今年度は 56%にととなっております。昨今の大幅な最低賃金の引き上げによる影響が出ているのではないかと思います。こちらにつきましては、最低賃金の改定による契約額の変更が必要かどうか、相手方と確認をして、必要に応じて変更契約を行うよう、昨年度に引き続きまして、各発注機関に対して通知をして参ります。

(4)R6 労務単価と調査結果の比較をご覧ください。こちらは国土交通省が公表している、令和 6 年度建築保全業務労務単価の各職種、清掃で言えば清掃員 A から C の労務単価を

平均したものと、調査結果の平均を比較したグラフです。

清掃及び設備管理は労務単価に対し、調査結果は約 65%、警備は約 95%となっております。この状況につきましては、正社員の方の割合が高い警備が高く、割合が低い清掃と設備管理は低くなっているものと思われます。清掃と設備管理は労務単価に対して低い結果となっておりますので、こういった状況を踏まえながら、最低制限日額など検討してまいりたいと思っています。

(5)最低賃金等調査結果の比較をご覧ください。各種の各職種の調査結果の平均と最低賃金を比較したのになります。清掃業務が他に比べて最低賃金との差が少なくなっております。設備管理業務は特殊な技能が求められることから、最低賃金との開きが大きい結果となっております。

最後に 4 調査結果の推移をご覧ください。調査結果の全てを平均した推移をグラフにまとめました。各年に 2 本ある棒グラフの左側は下から基本給平均、諸手当平均、賞与平均を積み上げて、合計額の推移を折れ線グラフで示してあります。

右側の棒グラフは、各年の最低賃金を示し、その推移を折れ線グラフで示しております。最低賃金は平成 28 年の 746 円に対し、今年の調査時点では 948 円ということで、1.27 倍になっているのに対し、調査結果は平成 28 年、1,004 円に対し、今年では 1,344 円ということで 1.34 倍になっておりまして、最低賃金の伸び以上に平均賃金が伸びているという結果になりました。

今年度は消防用設備等点検業務においても賃金実態調査を実施しまして、結果を報告する予定です。

適正な賃金水準を確保できるよう引き続き調査を行い、最低制限日額を改める際に活用してまいりたいと考えております。説明は以上となります。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告に対してご質問どうでしょうか。

(湯本委員)

3(3)の賃金分布図の状況について、昨年度は基本給のみでの作成に対して、今年度は諸手当込みに変更されたということですが、10 月から最低賃金が 50 円引き上がるということと連動して、3 賃金分布図や 4 調査結果の推移も引き上がると考えられるでしょうか。

2 点目として、3 (4) と (5) はこれまでなかった資料ですが、前回審議会の報告事項ウで示された最低制限日額 7,590 円よりも高い状況にあるわけですが、それに対するコメントがあればお願いします。

(事務局)

一点目の 10 月に最低賃金が 50 円引き上げられることに関連してご質問ですが、(3)の表で示してあります枠内の方が、このグラフで言うと 1,000 円ぐらいまでの付近のところにスライドすると思われます。そうすると、その方たちの分が 4 の表の基本給平均や諸手当平均に影響します。例年、最低賃金の引き上げと連動して上がる傾向になりますので、

来年の調査の時点では、また上がっていくだろうと考えております。

(事務局)

二つ目の最低制限日額に関連したご質問について、第1回契約審議会にて示しました最低制限日額7,590円につきましては、最低賃金をベースに算出しておりまして、先ほど説明しました、最低制限価格の価格設定に利用しております。19ページの(4)をご覧くださいければと思いますが、第1回で示しました7,590円に対し、調査結果が最も安い清掃業務において8,525円で、最低制限日額以上の賃金の実態を確認した状況でございます。

同様に(5)の資料でございますが、これは昨年度の最低賃金となっておりますが948円に対し、先ほどと同様に各業務とも最低賃金以上の賃金であることを確認しております。

4のグラフで令和5年と令和6年を比較していただきますと、賃金は上向きで推移している、伸びていることが確認できております。

最低のラインは確保されている状況が確認できましたので、最低制限日額については、現状の通り最低賃金から設定するという方針で行っているところでございます。

(湯本委員)

意見になりますが、前回も主張したとおり、ご承知のとおり公正取引委員会から「労務費の適正な転嫁のための価格交渉の指針」というものが出てまして、労務費が高い業種で特に受注者が価格転嫁できていないという職種が清掃でするので、ぜひそこをご考慮くようをお願いしたいと思います。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。

(濱委員)

18ページの3業種分の就業形態正規割合に関連して、(3)賃金分布状況は正規の方の賃金分布状況が示されているのですか。それとも、非正規の方も合わせた、各業種別の全労働者の状況なのでしょうか。

「最低賃金の対象となる賃金」に基づいて算出とありますが、やはり非正規の方は色々な手当がつかないでしょうし、正規割合の高い警備だと、恐らく色々な手当がついた最低賃金の算出に基づいた時給単価となるので、違いが出てくると思います。

(事務局)

(3)の分布状況につきましては、正規の方も非正規の方も含めた全ての方の調査結果で作成しております。おっしゃられたように、清掃の方は特に非正規の方の割合が低いものから、一番低いところに集中してるといった状況が現れております。

(濱委員)

そうすると、(4)の労務単価の日額との比較は、すべての方を含んで出していると、高い単価が出て当然のことにも思いますが、適正な労務単価ということを考えますと、そうい

う数字の出し方でよろしいですか。

(事務局)

労務単価と比較した結果は警備が 95%付近で、清掃と設備管理が 65%付近ということで、警備以外は確かに低い状況となっております。警備のように労務単価に近いところに位置するのが良いと思いますが、こういったことを踏まえて最低制限価格の設定等を考えていきたいと思っております。

(濱委員)

企業側からすると、非正規の方の賃金は最低賃金のぎりぎりを守ったところで行きたいわけですよ。

非正規の人数が多い方がありがたい業種と、正規で色々な手当をつけて基本給を上げて、長く雇用できる業種でばらつきが出てくると思いますので、一辺倒の数字の出し方だけでは業種に対しての数字のありよう、見方も変わるのではないかと感じる場所があります。

(事務局)

賃金実態調査の結果は正規・非正規の方をまとめて作成しておりますので、今後の示し方については検討してまいります。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

では、この件については報告として承りました。

## ウ 見積書徴取方法の変更に伴う公募型見積合わせの対象金額の改正

(佐々木会長)

続きまして「見積書徴取方法の変更に伴う公募型見積合わせ対象金額の改正」の報告をお願いします。

(事務局)

資料 5「見積書徴取方法の変更に伴う公募型見積合わせ対象金額の改正」につきまして、ご説明させていただきます。20 ページをご覧くださいと思います。

まず 1 現状についてですが、現在、製造の請負及び物件の買入れに関しましては、地方自治法施行令の規定に基づく随意契約を行う場合は、原則公募型見積合わせという方法で行っております。

公募型見積合わせという方法は、発注案件を長野県のホームページに公開しまして、広く事業者に見積書の提出を求め、最低の価格をもって申し込みをした者と契約を締結するという制度となっております。これに関しまして、本庁では 2 万円以上の案件、現地機関では 10 万円以上の案件につきまして公募型見積合わせを行っているというのが現状とな

っております。

続いて 2 変更内容についてご説明したいと思います。(1)ですが、変更の内容につきましては、本庁で調達する公募型見積合わせの対象金額を 2 万円から 10 万円に引き上げる、ということになります。

(2)変更理由とその効果に関してですが、長野県では、「かえるプロジェクト」という県庁の事務の見直し等を検討する取り組みがございまして、その取り組みとして、長野県の財務規則を改正し、契約手続きにおいて見積書の徴収を省略できる金額を 2 万円未満から 10 万円未満に引き上げを予定しております。

それに伴って、公募型見積合わせの対象金額も同額に引き上げることにより、事務の効率化を図ろうということで、変更させていただくものでございます。

変更時期につきましては、令和 6 年 10 月 1 日から改正を行う予定となっております。

資料下部には「製造の請負、物件の買入れの公募型見積合わせの変更内容」につきまして、予定価格によってどういう契約方法を用いているか、ということを図で示してあります。参考までにご覧いただきたいと思います。

報告は以上になります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの報告についてご質問ご意見ありますでしょうか。

ウェブ参加の委員はよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは本件につきましても、報告承っておきます。

## エ 説明請求審査部会の審議結果

(佐々木会長)

それでは続きまして、「説明請求審査部会の審議結果」について報告願います。

(事務局)

説明請求審査部会の審議結果についてご説明いたします。21 ページの資料 6 をご覧ください。

建設工事に係る委託業務の成績評定に関する再説明請求 2 件について、知事から諮問を受けましたので、説明請求審査部会を開催し、審議しましたのでご報告いたします。

1 開催内容につきましては、ご覧の通りです。7 月 24 日に部会を開催し、再説明請求者、発注機関、主管課、要領所管課および事務局同席のもと、再説明請求に関する事情聴取を行いました。

再説明請求の要旨は記載のとおり、委託業務等成績評定要領に基づき標準的に評定が行われたかどうかの再説明を求めるものでした。なお、同じ再説明請求者から 2 件の再説明請求書が提出されましたが、要旨としましては、2 件とも同じ内容としてまとめさせていただいております。

2 審議結果につきましては、審議会規則第 5 条第 6 項および平成 26 年度第 1 回契約審議

会の議決により、再説明請求審査部会の決議をもって、審議会の議決としておりまして、審議会として知事に答申をした概要になります。2件ともに、評価内容および採点表を変更しないことが妥当であるとの結論になりました。

なお、事情聴取の結果、いずれの請求においても監督員による評価に差が生じている旨の発言もあったことから、受注者に疑念を持たれないような要領の運用となるよう努めること、また、受発注者間で十分な協議が行われていなかったと思われる節があることから、契約約款にある通り、発注者と受注者は対等な立場であることを念頭に置き、誠実な協議と合意に基づき、業務を行うよう努められたいと、補足意見を付して答申をしております。

また、資料にはございませんが、答申を受けた知事、実務は各事業課となりますが、再説明請求者に答申内容と補足意見を踏まえて、適正な業務執行に努める旨を通知したところです。報告は以上になります。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございます。ご質問等ありますでしょうか。

それではこの件につきましても報告を承りました。

以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。

最後に、全体を通じてご質問ご意見等ありますでしょうか。はい、濱委員どうぞ。

(濱委員)

見積書徴収方法の変更に伴うご説明について、金額が2万円から10万円に引き上がって、すごいなと思って聞いておりました。

「かえるプロジェクト」が決めたことで、長野県の財務規則を改正できるのですね。私の業界でも、いろいろなことを規則に沿って決めています。規則を変更するには、案を出して、役員会などの場で審議され、必要であれば総会で決議される、といったことが決まっていますが、長野県財務規則はプロジェクトからの提案だけで改正されるのですね。予定ではなくて、決定ですよ。

(事務局)

「かえるプロジェクト」の説明につきましては、20ページの資料下部の注2に書いてありまして、結果的に職員の負担軽減、超勤の縮減等多忙感の解消に向けて何をすべきか検討しております。今回、財務規則の見積書徴収の関係について注目しました。

条例等につきましては、県議会等で審議したりするのですが、財務規則は、規則ということで私ども会計局の中で改正ができるという決まりになってまして、10月1日の改正に向けてですね、そのような手続きをしております。

(濱委員)

決定事項ですか。

(事務局)

そうですね、組織としての決定事項です。

(濱委員)

予定している、ということは。

(事務局)

現時点では改正されていないことから、予定と表現しております。

(濱委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(事務局)

委員の皆様、数多くの項目にわたりまして貴重なご意見、またご承認いただきまして誠にありがとうございました。

### 3 その他

(一由企画幹)

次第3、その他でございますが、事務局から1点お知らせをさせていただきます。

次回、第3回目の審議会につきましては11月中旬を予定しております。

後日、担当から委員の皆様のご予約を確認させていただきますので、よろしくお願いたします。その他全体を通じて、委員の皆様から何かございますでしょうか。

### 4 閉会

(一由企画幹)

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回長野県契約審議会を閉会させていただきます。

本日は大変ご多忙の中、ありがとうございました。